

第5節 研究所の使命・目的・研究目標

1. 法学研究所

【現状説明】

本研究所は、1978年4月に、「ひろく内外の法律・政治に関する研究調査を行い、かつ、これを発表し、もって学問の向上と発展に寄与すること」（「神奈川大学法学研究所規則第2条」）を目的として設立され、主に、（1）理論的研究及び実態調査、（2）研究及び調査の成果の発表、（3）研究会、講演会、講習会等の開催、（4）研究及び調査の受託、（5）資料の収集、整理及び保管、などを事業内容とする大学付置の学術研究機関として維持・運営されてきた。（同規則第3条）

また、2004年4月には、本研究所の下に、地方自治及び国際人権に関わる教育研究の拠点として、地方自治センター及び国際人権センターが設置されている。地方自治センターは、「地方自治に関心をもつ法曹関係者、自治体職員、市民団体などとの交流を推進することを通じて、自治体の政策形成や訴訟法務に関わる法的問題の解明への社会的要請に応え、もって地方自治に関する法の理論的・学術的な研究・教育とともに法実践的な活動面からも地方自治の発展に寄与すること」を目的とする。国際人権センターは、「人権に関心をもつ法曹関係者、自治体職員、市民団体などとの交流を推進することを通じて、社会的に弱い立場におかれた者や外国人などが抱える権利保障の諸問題を研究し、市民社会に貢献していくこと」を目的とする。

【点検・評価】

今日の多様化・複雑化する社会において、法学と政治学が直面する現代的諸課題に対応するためには、研究者間の学術的な情報の交換や共同研究を推進する研究体制が必須である。学問の府である大学が、高等教育機関としての責任を果たしながら、広く社会に対し学問的に貢献していくためには、こうした研究体制を確立することによって、多岐の専門分野からなる法学・政治学の研究者が相互に刺激を受けつつ知見を広め、問題の多面的・総合的な解明に取り組むことが必要であり、また、そこで得られた研究成果を社会に還元し、社会的需要に応える実践的な研究を進めることによって、学問の向上と発展に寄与することができると言える。

従って、本研究所設置の理念・目的自体については、大学の社会的立場に適合するものであり、設立後30年を経た今日においてなおこれを維持し、いっそう充実・発展させる必要があると考えられる。そのような意味で、地方自治センターと国際人権センターの設置は、本研究所の理念を国際化・分権化の流れに対応して具現するものということができる。

【改善方策】

2004年4月の法科大学院（法務研究科）の開設により、法学系の教員は法学部と法務研究科という二つの組織に分かれることとなった。そのため、本研究所には、法学系教員の研究拠点として求心力を一層高めることが求められている。他方、社会の「法化」が進展するにともない、本研究所の活動に対する社会的需要もますます高まるものと予想されることから、地域社会の研究拠点としての役割を果たすことも期待されている。

今後、これらの要請に十分応えていくには、研究所本体の機能強化に加え、地方自治センター及び国際人権センターの機能充実を図り、その活動をより活発化する必要がある。